

## 災害対策規程

### (運用範囲)

第1条 この規定は、石川県が被災地となった際、石川県理学療法士会（以下、「本会」という）が適用する。他県が被災地となった場合は、公益社団法人日本理学療法士協会（以下、協会）の災害支援をサポートする。

### (支援方法)

第2条 災害対策の役割分担は以下のとおりとする。

会 長：災害対策委員会の設立および災害対策本部を立ち上げ、災害支援ボランティア要員の配置と登録、行政との連携を図る。

副会長：会長とともに行政との連携を図る。

事務局：緊急連絡網の更新、会員の安否確認、人員および物資の確保、災害支援ボランティア要員の配置と登録を行う。

学術局：必要に応じて、会員に対し災害ボランティアに関する研修会の企画・開催

他部局：被災地状況の情報収集、災害支援ボランティア要員の配置と登録、支援物資の輸送

### (支援内容)

第3条 理学療法士としての主な活動内容は以下のとおりである。

1 被災地の医療機関においての理学療法

後方医療機関においての理学療法

避難所等において被災者の健康維持のための運動指導

2 理学療法士としての専門性を発揮できる仕事内容は以下の通りである。

深部静脈血栓症の予防のためのパンフレット配布と運動指導

住環境整備物品（杖、車椅子、立ち上がり台）の準備や他団体との連携

動作指導（寝返り、起き上がり、立ち上がり、歩行等）、その他

### (活動方法)

第4条 災害支援ボランティアは、必ず出発地最寄りの社会福祉協議会にてボランティア活動保険に加入する。掛け金は後日清算する。

第5条 活動内容については、現地責任者と相談しながら決定する。

### (活動費用)

第6条 活動費用は災害の規模により本会予算の捻出を検討し、必要があれば事業の中断を考慮して充てる。また、協会・他士会からの義援金を活用する。

第7条 交通費・食事費・宿泊費は、原則自己負担とする。

### 附則

1 本規定は平成 28 年 7 月 28 日理事会承認により施行する。